



ブランド価値を守り、 そして高める 商標の総合的サポートサービス

「商標」は、“物言わぬセールスマン”と称されるように、企業の独自性やブランドイメージを伝達し、信頼を築き上げる上で不可欠なビジネスツールです。企業のブランド価値を高めるには、商標権を取得して他人(他社)の商標の使用を防止する(守り)だけでなく、取得した商標権を活用し、積極的にブランド価値の向上を図る(攻め)ことが大切です。

商標権の取得・活用のメリット

1 商標の使用を通じた信用の蓄積、ブランド価値の向上

- ・一般に、同じ商標を使い続けると、対象となる商品・サービスや企業名などの知名度や、需要者(消費者)等の信用は高まると言われています。
- ・商標登録出願・商標登録手続を経て商標権を取得すると、商標権者はその登録商標を独占的に使用できるようになります。登録商標の継続的な使用は、対象商品・サービス等のブランド価値の向上に寄与します。

2 商標権の行使を通じた事業リスクの軽減と収益確保

- ・自社の登録商標と同一・類似の商標を他人が無断で使用した場合、商標権者は差止請求・損害賠償請求・信用回復措置請求等の法的措置をとることができます。
- ・商標権を持たない場合には、そのような他人の商標使用を阻むことは難しく、商品・サービス等の出所混同や、粗悪品の流通によるブランド価値の棄損などの可能性が生じます。
- ・商標権者はまた、他人に登録商標の使用を許諾し、ロイヤリティ(使用料)を得ることもできます。商標ライセンスにより、商標権者は安定的な収益を享受できる可能性があります。

商標に関する東京共同弁理士法人の総合的なサポート

東京共同弁理士法人は商標登録出願・権利化の支援にとどまらず、ライセンスや権利侵害対策などの権利活用支援、M&Aや相続など商標権の移転が生ずる場合の価値評価や名義変更手続など、商標に関わるお客様の様々なニーズに対応いたします。

1 商標の権利化 商標出願サポート

商標権を取得するためには、特許庁に商標登録出願をする必要があります。しかし、出願前に、既に他人の登録商標(同一・類似のマークを、同一・類似の商品・サービスに使用するもの)がある場合には登録を受けることができません。また自己の商標の使用は他人の商標権の侵害となる可能性があります。したがって、商標権を取得しようとする場合、先行商標の調査は重要です。さらに、商標登録を受けるためには、法令に定める各種登録要件を満たす必要もあります。商標登録出願の際は、これらの登録要件を満たしているか、十分に検討することが望ましいです。

先行商標調査

願書作成その他商標登録出願

審査段階での特許庁への応答

登録料/更新登録料の納付、登録商標の管理

2 商標の活用 商標のライセンシング・権利行使サポート

製造・販売の委託やフランチャイズ展開といった事業規模の拡大や、商品・サービスのブランドイメージの向上を図るために、自らが商標を使用するだけでなく、他者による商標の使用を認めることが望ましい場合があります。一方で、そのような場合には相手方による不正使用や、それに伴うブランドイメージの毀損などのリスクも高まります。したがって、適切なライセンス契約の締結や監査体制の構築、契約違反や権利侵害に迅速に対応できる体制づくりも重要です。

商標ライセンス契約書の作成・確認

契約交渉・助言

ライセンス監査

警告書作成、差止請求、損害賠償その他

商標権侵害対策支援

3 商標の譲渡 商標の価値評価・名義変更サポート

商標権の譲渡取引だけでなく、事業買収・売却や相続等の場面でも商標権の移転が発生する場合があります。また不動産などの有形資産と異なり、自ら権利化した商標権は会計上資産として計上されないため、適切な取引額や相続税額の算定のため権利価値の評価が必要になる場合があります。

商標権の譲渡契約書の作成

商標権の移転登録申請書の作成

商標権の鑑定評価書(商標の価値評価書)の作成